

乙種防火管理講習のご案内

玉川消防署

乙種防火管理者として業務を行うために必要な講習を、次のとおり実施します。

1 講習日時

令和元年11月24日(日)

午前9時20分から午後5時00分まで(受付開始8時40分)

2 講習会場

玉川消防署

世田谷区中町3丁目1番19号(会場案内図は裏面を参照してください。)

3 講習定員

40名(定員になり次第受講申請は締切りとなります。)

4 受講申請等

(1) 申請先

申請先	所在	電話番号
玉川消防署予防課防火管理係	世田谷区中町3丁目1番19号	03-3705-0119
玉川消防署奥沢出張所	世田谷区奥沢3丁目29番3号	03-3720-0119
玉川消防署用賀出張所	世田谷区玉川台1丁目13番10号	03-3700-0119
玉川消防署新町出張所	世田谷区新町1丁目22番11号	03-3425-0119

(2) 申請期限

令和元年11月22日(金)午後3時まで

※平日の午前9時から午後4時30分の間に受講申請にお越しください。

(3) 申請方法

受講を希望される方は、「防火・防災管理講習受講申請書」に必要事項を記入し、持参してください。「防火・防災管理講習受講申請書」は、消防署に準備してあるほか、東京消防庁ホームページ(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>)からも申請書をダウンロードすることができます。

5 講習受講日に持参するもの

(1) 受講票

(2) 教材費 1,500円 税込(講習で使用する教材は、当日会場で販売します。)

(3) 身分証明書

修了証の交付にあたり、身分証明書等の顔写真により本人確認を行いますので、次のいずれかを持参してください。また、受講申請後に氏名等を変更した場合は、新旧の氏名等が確認できる身分証明書等が必要になります。

運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)

パスポート 個人番号カード 写真付き住民基本台帳カード

在留カード 特別永住者証明書

健康保険証を証明書として持参する場合は、別に公の機関等が発行した顔写真付きの証明書(た

たとえば、危険物取扱者免状、消防設備士免状、会社の社員証等）が必要になります。

(4) 筆記具

鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

6 効果測定

講習終了後、理解度を確認するため効果測定を行います。

7 講習受講時の注意事項

- (1) 講習を都合により欠席する場合は、申請先へ連絡してください。
- (2) 原則として遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合も講習修了とは認められません。
- (3) 講習当日に座席を指定しますので、確認してください。
- (4) 講義中、講習に関係のない携帯電話やパソコン等の使用、その他好ましくない行為が確認された場合は、講習終了と認められない場合があります。
- (5) 講習会場に駐車場はありませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。
- (6) 異常気象等により、講習日時の変更等、緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲載されますが、詳細は下記にお問合せください。

問合せ先

〔玉川消防署予防課防火管理係
電話 03-3705-0119〕

会場案内図

